

平成28年(行ウ)第211号 工事実施計画認可工事取消請求事件

原 告 川村 晃生 外737人

被 告 国(処分行政庁 國土交通大臣)

参加人 東海旅客鉄道株式会社

準備書面21

平成31年2月1日

東京地方裁判所民事第3部B②係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 高木 輝雄



同 弁護士 関島 保雄



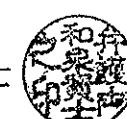
同 弁護士 中島 嘉尚



同 弁護士 横山 聰



同 弁護士 和泉 貴士



本書面では、長野県環境影響評価に関し、被告準備書面（12）に対する再反論を行う。

第1 計画内容の不明確性について

1 被告は、長野県補正後評価書の計画内容の概略的記載では、環境影響評価の対象が特定されておらず、環境影響評価手続において対象又は項目をどのように選定しようとも、必要な調査、予測、評価をすることはできないとの原告らの主張について、対象事業の内容の詳細さは、主務省令33条1項各号（平成25年改正前主務省令18条1項各号）の記載事項により確認できる限度で足り、長野県補正後評価書第3章における対象事業の内容の記載は、主務省令の要求事項をいずれも備えた内容となっていると反論する（被告準備書面（12）5頁）。

しかし、環境影響評価法の趣旨からして、主務省令33条1項は、各号に掲げる事項について、未定の部分はあるにせよ、少なくとも実効的な環境影響評価を行えるだけの具体性を備えた記載を要求していると解されるが、長野県補正後評価書の計画内容の概略的記載では、実効的な環境影響評価の実施は到底望めない。

2 また、被告は、参加人は、個別の環境影響評価項目ごとに調査、予測、評価に必要な限度で仮定された諸施設の形状に基づき環境影響評価を実施したものであり、長野県補正後評価書第3章及び長野県環境影響評価関連図における記載のみに基づいて環境影響評価を実施したものでないことは、同評価書第8章等の記載に照らして明らかであるとする（被告準備書面（12）5頁）。

しかし、長野県補正後評価書第8章等の記載に照らしても、参加人は、予測、評価に必要な限度で仮定された諸施設の形状に基づき環境影響評価を実施したとはいえない。

例えば、長野県補正後評価書第8章「8-3-1 重要な地形及び地質」の項目では、非常口や変電施設は直径約500mを示す円でその位置が示さ

れているのみであり、諸施設の形状は仮定されていない（丙5号証の1・8－3－1－4ないし8頁）。そうであるにもかかわらず、予測地域工事施工ヤード及び工事用道路の設置の予測結果として、「地形の改変ができる限り小さくする工法又は構造を計画すること」や「極力新たな地形の改変を行わないこと」という漠然とした対策により「更なる環境影響の低減を図るものとした。」等と記載されている。鉄道施設（トンネル、地表式又は掘割式、嵩上式、駅、変電施設、保守基地）の存在の予測結果についても、「地形の改変ができる限り小さくした抗口構造を選定すること」や「改変面積ができる限り小さくするために、比較的平坦地に設置する計画」、「改変面積の小さい高架橋を主に選定する」という漠然とした対策により「環境影響の回避又は低減を図るものとした。」等と記載されている。これでは、実効的な環境影響評価の実施は到底望めない。

第2 必要な調査対象又は項目が欠落していること

1 被告は、豊丘村佐原地区に建設が計画されている変電所及びこれに付随する高压送電線、ガイドウェイを組み立てるためのヤード用地、飯田市上郷飯沼の北条地区のトンネルの一部区間における変更後の掘削工法及び掘削方向を対象とした環境影響評価が実施されていないことについて、東京地裁平成23年6月29日判決を引用し、上記各施設等はいずれも確定評価書等外の事実であるから国土交通大臣が環境配慮審査において考慮していなかったとしても、そのことから本件認可処分に係る国土交通大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったとは認められないとする（被告準備書面（12）6頁）。

しかし、上記判決の控訴審の判決である東京高判平成24年10月26日判決は、「事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、免許等を行う者に付与された裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものである」場合に環境影響評価法33条違反を認めるところ、

上記のような著しい環境影響を及ぼす各施設を確定評価書等外の事実として考慮不要とするのでは、「事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らか」であり、本件認可処分に係る国土交通大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったといえる。

- 2 また、原告らが準備書面9の5頁の冒頭において参加人の実施した環境影響評価の杜撰さを批判したのは、シールド工法を適用する場合をあらかじめ想定しなかったことについてというよりも、地形及び地質は環境影響評価の項目に選定され、調査、予測、評価がなされているにもかかわらず、その後の地質調査の結果、想定と異なる地質が判明したこと、すなわち参加人による地質の調査及び予測の精度の低さについてである。

第3 発生土について

- 1 原告らは、準備書面9の5頁から7頁において、補正後評価書に記載された発生土置き場が8箇所しかなく、その具体的な位置も一部しか明示されておらず、発生土置き場への運搬ルートも明らかにされていないこと等を指摘し、環境影響評価手続において調査・予測・評価を行うべき対象又は項目が欠落していることを主張した。

これに対し、被告は、原告らのかかる主張は、環境影響評価法及びその関連法令との関係で本件認可処分の違法性とどのように結びつくのか明らかでないとする（被告準備書面（12）7頁）。

しかし、環境影響評価法33条1項は、対象事業に係る免許等を行う者に対して、「当該免許等の審査に関し、評価書の記載事項及び第24条の書面〔評価書への主務大臣の意見〕に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない」ことを義務づけている。従って、国土交通大臣が、本件認可処分に際し、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかの審査を怠っている場合には、同法違反として違法性が認められることは明らか

である。

2 また、被告は、原告らの上記主張は、いかなる環境影響評価項目との関係で発生土置き場について環境影響評価が行われていないことを問題としているのか不明とするが（被告準備書面（12）7頁）、原告らは、長野県のみでも約950万m³とされる発生土について、これを対象又は項目とする環境影響評価が一切行われておらず、いかなる環境影響評価項目にも発生土やその置き場が挙げられていないことを問題としている。

3 また、被告は、全ての発生土の処分地が決定されていないことに関して、本件工事実施計画に係る環境影響評価手続において、法律上の手続義務はなかったものの、参加人は、配慮書に対する国土交通省の意見を踏まえ、主務省令に基づき適切に対応していると認められると主張する（被告準備書面（12）8頁）。

しかし、かかる主張は、従前の被告の主張の繰り返しに過ぎない。準備書面9の第2、3（2）においても主張したが、被告のいうように環境保全措置の評価書への位置付けのみを行い、事後に環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を実施することにより、本来補正後評価書の作成時点において明らかにすべきことを明らかにしないことが許容されるのであれば、環境影響評価は全く骨抜きとなる。

4 また、長野県補正後評価書に記載された、仮置き場の確保に努め、トンネル掘削土が多く発生する時には一時的に仮置き場に仮置きし、発生土置き場へ向かう運搬車両台数を調整することにより排気ガス等の発生を低減とした参加人の環境保全措置について、原告らが、補正後評価書提出時に大鹿村等において仮置き場は確保されておらず、参加人の主張する方策を実施できる保証はなかったことを指摘し、かかる方策は参加人の実施した環境影響評価の適法性を基礎づけるものではないと主張したことについて、被告は、いかなる根拠に基づく主張なのか不明とする（被告準備書面（12）9頁）。

しかし、被告は、国土交通大臣の環境影響評価法24条に基づく補正前評

価書に対する意見に対し、参加人が、事業者の対応として長野県補正後評価書に当該意見を踏襲する抽象的な記載をした事実のみを根拠として、上記の参加人の環境保全措置を、「これに適切に対応したもの」と主張しており、被告の主張こそいかなる根拠に基づくのか不明である。被告は、実際には仮置き場を確保できていない状況にもかかわらず、「仮置き場の確保に努め」などとの記載により、仮置き場を確保したことを前提とした環境保全措置を展開する長野県補正後評価書の記載を批判する原告らに対し、法令や国土交通大臣等の意見に従っている旨の従前の主張を繰り返しているに過ぎない。

第4 水環境

1 「水道水源保全地区における水循環の擾乱について」

(1) 被告は、山岳トンネルが地域全体の陸水循環に擾乱を与えるとの一般論について、その根拠、ひいては水道水源保全地区の水資源へ及ぼす具体的な影響の存否との関連性が不明とする（被告準備書面（12）10頁）。

この点、山間部では、降雨により沢に水が流れ、地盤中に地下水が形成されるところ、山岳トンネルの掘削により地中の地下脈から湧水が生じ、工事の施行に悪影響を与えるばかりでなく、沢へ流出する帶水層とトンネルが掘削される帶水層がつながっていれば、トンネル内への湧水により地下水位が低下し、井戸枯れや沢水枯渇等の問題が生ずる恐れがある。環境影響評価書に対する環境大臣意見においても、「本事業のほとんどの区間はトンネルで通過することとなっているが、多くの水系を横切ることとなることから、地下水がトンネル湧水として発生し、地下水位の低下、河川流量の減少及び枯渇を招き、ひいては河川の生態系に不可逆的な影響を与える可能性が高い。」と記載されており、トンネル掘削や水環境に関する専門的知識がなくとも十分に理解可能な単純な理屈である。実際に、山梨県のリニア実験線のトンネル工事により沢の水枯れが生じたことは広く報道されている。

(2) また、被告は、参加人がトンネル掘削によりトンネル内に湧出する地下

水があってもトンネル周辺の限られた範囲に留まると予測した根拠は明示されていると主張するが（被告準備書面（12）14頁）、参加人の挙げる根拠から上記のように予測するには疑問が生ずる。

すなわち、参加人は「浅層の未固結層及び風化帯とは異なり、深層の新鮮岩内では地下水の流動がほとんどないと考えられる。」（丙5の1・8-2-3-43）とするが、不透水層は難透水層と非透水層とに分けられ、難透水層は粘土層などのように帶水はするが地下水が流動し難い層をいい、非透水層は固結した堆積岩のように連続した間隙がなく水を含むことも透すこともない地層をいうところ（出典「環境省環境影響評価情報支援ネットワーク環境アセスメント用語集」甲C-N-6号証）、参加人の調査によれば、トンネルの通過する深層は難透水層であり、地下水は流動し難いものの帶水や透水は生ずると考えられるためである。そして、帶水や透水が生ずれば、トンネル掘削によりトンネル内に多量の地下水が湧出する可能性は十分にある。

また、「深層と浅層では地下水は帶水状態が異なっていると考えられる。」（丙5の1・8-2-3-43）ことがなぜ上記の予測の根拠となるのか不明である。

（3）また、被告は、参加人は長野県知事の意見を勘案して準備書の記載事項に検討を加え、必要と認めたものについては環境影響評価法所定の修正区分に応じた措置を探っていると主張する（被告準備書面（12）15頁）。

しかし、長野県知事の意見にもかかわらず、高橋の水文学的方法では突発的な湧水は予測できないことは補正後評価書に記載されていない（丙5の2資料編7-2）。

また、破碎帯がある場所での突発的な湧水に係るリスクの記載の追加を求める長野県知事の意見は、リスクの程度の具体的記載を求めるものと考えられるが、「断層付近の破碎帯等において工事中に集中的な湧水が発生する可能性がある旨を記載しています。」「地質が脆弱な部分を通過することがあ

り、状況によっては工事中に集中的な湧水が発生する可能性がある。」「破碎帯等の周辺の一部においては、地下水の水位への影響の可能性はあるものと考えられる。」との記載では、長野県知事の意見を勘案したとは到底いえない。

(4) また、被告は、青函トンネル掘削工事における異常出水事故の例について、参加人による環境影響評価との具体的関連性が明らかとはいせず、失当と主張する（被告準備書面（12）15頁）。

しかし、原告らは、トンネルが地質の脆弱な部分を通過する場合には先進ボーリング等を実施して予め地質性状を確認し、トンネル内への湧水量を低減させるための補助工法を用いる等の措置を講ずる旨の参加人の補正後評価書の記載について、先進ボーリングの実施は地質性状の確認や突発的出水の防止に万全では全くないことを主張し、その実例として青函トンネル掘削工事における異常出水等の事故を挙げている。参加人による環境影響評価では、先進ボーリング等の実施や補助工法を用いる等の措置により異常出水や地下水の水位の低下がどの程度防止できるのか全く不明であることから主張したものである。上記の被告の主張からは、現実に発生した重大事故の教訓を軽視し、認可ありきの被告の姿勢が窺われる。

2 水位、水質及び水の汚れへの影響に関する環境影響評価について

(1) 原告らは、準備書面9において、水量や水質の変化について、トンネル掘削とは別の原因に帰責される可能性を払拭し、トンネル掘削の影響を正しく測定、評価するには、個々の水利用の場ごとに現況の水文モデルを確立する必要があることを主張し、水の汚れ、地下水の水質及び水位についての参加人の設定した調査地点及び調査期間が不十分であることを指摘した。

これに対し、被告は、参加人は、トンネル工事による水の汚れに係る調査地点として、文献調査については調査地域のうち既存の測定結果が存在する地点を選定し、現地調査については調査地域のうち、公共用水域の分布状況等を考慮し、水素イオン濃度（PH）及び生物化学的酸素要求量（BOD）

の現況を適切に把握できる地点を選定しており、主務省令の「調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適かつ効果的であると認められる地点」との規定に則って選定されていると認められる、調査期間についても、主務省令の「調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯」との規定に則って選定されていると認められると主張する（被告準備書面（12）16ないし17頁）。

(2) この点、参加人は、水素イオン濃度（P H）、気象及び自然由来の重金属等の状況について、調査地域を「対象事業実施区域及びその周囲の内、山岳トンネル、非常口（山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地を対象に切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事に係る水の汚れの影響を受けるおそれがあると認められる公共用水域とし」、生物化学的酸素要求量（B O D）及び気象の状況について、調査地域を「対象事業実施区域及びその周囲の内、地上駅を対象に鉄道施設（駅）の供用に係る水の汚れの影響を受けるおそれがあると認められる公共用水域」とする（丙5の1・8-2-1-28）。

しかし、対象を公共用水域に限定する理由はなく、また、いかなる根拠に基づいて「切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事に係る水の汚れの影響を受けるおそれがあると認められる公共用水域」ないし「鉄道施設（駅）の供用に係る水の汚れの影響を受けるおそれがあると認められる公共用水域」を選定したのか不明である。

現地調査地点についても、長野県補正後評価書には、選定の理由らしき記載は「調査地域の内、公共用水域の分布状況等を考慮し」とあるのみであり、いかなる根拠に基づいて同評価書記載の「水素イオン濃度（P H）及び生物化学的酸素要求量（B O D）の現況を適切に把握することができる地点」を選定したのか不明である。

また、文献調査地点は、飯田市内の4箇所、大鹿村内の2箇所、南木曽町

内の1箇所のみであり、現地調査地点は、大鹿村内の4箇所、豊丘村内の5箇所、飯田市内の6箇所、阿智村の1箇所、南木曽町の2箇所のみであることから（丙5の1・8-2-1-28、8-2-1-29）、原告らが準備書面9において主張したとおり、参加人の選定した調査地点は、トンネル工事による水の汚れに係る調査を適切に実施するには全く不十分であり、主務省令の上記の規定に則って選定されているとはいえない。

調査期間についても、被告が主務省令の規定に則って選定されていると判断する根拠が不明である。豊水時と低水時の2回、各4日のみ（丙5の1・8-2-1-9）では調査期間として十分ではなく、各4日の調査日の選定方法も不明である。

(3) また、被告は、参加人が選定したトンネル工事による地下水の水質及び水位に係る調査地点及び調査期間は、主務省令に則って選定されていると認められると主張する（被告準備書面（12）17頁）。

しかし、参加人は、長野県補正後評価書において、トンネル工事による地下水の水質及び水位に係る調査地域を「対象事業実施区域及びその周囲の内、山岳トンネル、非常口（山岳部）、地表式又は掘割式、高架橋、橋梁、地上駅、変電施設、保守基地を対象に、切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置並びに鉄道施設（トンネル）の存在に係る地下水の水質及び水位への影響が生じるおそれがあると認められる地域」とするが（丙5の1・8-2-3-2）、いかなる根拠に基づいて「切土工等又は既存の工作物の除去、トンネルの工事、工事施工ヤード及び工事用道路の設置並びに鉄道施設（トンネル）の存在に係る地下水の水質及び水位への影響が生じるおそれがあると認められる地域」を選定したのか不明である。

現地調査地点についても、同補正後評価書には、選定の理由らしき記載は「調査地域の内、住居等の分布状況及び利用状況を考慮し」とあるのみであり（丙5の1・8-2-3-2）、「地下水の水質及び水位の現況を適切に

把握できる地点」の選定根拠が明らかにされていない。また、既存の井戸を対象とする現地調査地点が大鹿村内の1箇所、豊丘村内の7箇所、喬木村内の5箇所、高森町内の1箇所、飯田市内の11箇所のみであり、十分ではない（丙5の1・8-2-3-14）。

また、現地調査の調査期間も、調査項目「水質（水温、PH透視度、電気伝導率、自然由来の重金属等）」については、平成24年12月10日～26日を選定した根拠及び17日間の調査期間で足りると判断した根拠が不明である。調査項目「水位」についても、それらの期間を選定した根拠及び夏季は11日間、秋季は9日間、冬季は17日間、春季は18日間の調査期間（丙5の1・8-2-3-21）で足りると判断した根拠が不明である。

(4) また、被告は、原告らの準備書面9第2の4(3)・9ないし10頁の主張について、前段と後段で主張の対象とする環境影響評価項目がずれていると主張する（被告準備書面（12）18頁）。しかし、参加人は、長野県補正後評価書「8-2-2 水底の底質」「6) 調査結果」「ア. 文献調査」において、「一般に重金属類などは、水質汚濁の進行に伴って沈積し、水底に堆積され、一旦水底に移行した各種物質の一部は溶出、巻き上がり現象により、再び水質に対して大きな影響を及ぼすことから、水質汚濁について公共用水域の水質に関する文献を調査した。」（省略）「また、関係自治体等へのヒアリングの結果、」（省略）「大鹿村内の小河内沢川上流において、小日影銅山跡が存在することを確認した。」と記載し、現地調査地点及び現地調査項目を文献調査や関係自治体等へのヒアリングの結果を踏まえて設定しており、切土工等又は既存の工作物の除去に伴う水底の底質に係る環境影響評価において、大鹿村内の小河内沢川上流の小日影銅山跡の鉱脈による汚染の危険を関連付けている。

よって、原告らの主張の対象とする環境影響評価項目がずれているということはない。

(5) また、被告は、小日影銅山跡に関して、参加人は、長野県知事の意見を

勘案して準備書の記載事項に検討を加え、必要と認めたものについては環境影響評価法所定の修正区分に応じた措置を探っていると主張する（被告準備書面（12）20頁）。

この点、被告が被告準備書面（12）20頁で引用する参加人の長野県補正後評価書（丙5の1・8-3-4-20頁）には、「小日影鉱山跡の周辺を通過するトンネル工区では、今後、事前調査の結果等を踏まえて、詳しく調査をすべき地質を絞り込み、絞り込んだ箇所については自然由来の重金属等の溶出特性等に関する調査を実施するとともに、工事中には発生土に含まれる自然由来の重金属等の調査を定期的に実施する（資料編10-1　掘削土に含まれる自然由来重金属等の調査について」参照）。」とある。

しかし、「資料編10-1　掘削土に含まれる自然由来重金属等の調査について」（丙5-2・環10-1-1）には、「施工中調査の計画（試験方法、調査頻度等）については、問題が生じる可能性のある地質の状況を踏まえ、学識経験者と相談するなどして策定する。」などとの記載する意味の乏しい漠然とした手順と共に、「汚染のおそれのある掘削土が確認された場合においては、現場内及び周辺への重金属等の拡散を防止するために、被覆、遮水工等の適切かつ合理的な対策工を立案し、施工管理を行うとともに、「汚染土壤の運搬に関するガイドライン（環境省）」等を踏まえながら、土壤汚染対策法等の関係法令を遵守し、適切に運搬、処理を実施していく。工事において基準不適合土壤が発生した場合は、その都度、長野県及び関係市町村に報告するとともに、地元の方々にもお知らせし、適切な対策を講じる。」などと、単なる参加人の意向のみが表明されているに等しく、どのような試験方法、調査頻度を採用するのか、適切かつ合理的な対策工や適切な運搬、処理の方法、適切な対策とは何か、その実効性はどの程度かについては全く記載されていない。

また、同補正後評価書には、「指定基準に適合しない発生土及び酸性化のおそれがある発生土は、選別して適切な現場管理を行うとともに、土壤汚染

対策法等の関連法令等に基づき処理、処分する（「資料編18-4（3の誤りと考えられる）-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の方法」参照）。したがって、汚染された発生土の搬出による汚染はない。」とある（丙5の1・8-3-4-20頁）。

しかし、「資料編18-3-1 建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の方法」（丙5の2・環18-3-1頁）には、建設工事に伴う副産物の何がどの施設で処理・処分されるのか、処理・処分方法として再資源化施設にて破碎処理、焼成処理、溶融処理等がされるか、汚泥処理、一次処理（土砂と濁水の分離）、二次処理（水と脱水ケーキに分類）がされた後に中間処理施設にて分別、減容、無害化、安定化などの処理がされ、その後は再利用されるか最終処分として埋め立て処分、海洋投入処分等がされるか、汚染土壤処理施設にて浄化処理、焼成処理、溶融処理等がされること等が記載されているのみである。これらの記載では、無害化がどの程度果たされるのかが不明のため、これらの処理・処分によりなぜ「汚染された発生土の搬出による汚染はない。」と結論付けられるのかも不明である。

また、薬液注入による汚染についても、参加人は、「薬液注入工が必要と判断される場合は「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」」（省略）「に基づき工事を実施する」ことのみを根拠として、「薬液注入による土壤汚染を生じさせることはない。」と結論付けており（丙5の1・8-3-4-20頁）、暫定指針を遵守すれば薬液は無害化すると主張するに等しく、極めて根拠の乏しい予測をしている。

(6) 被告は、参加人が地下水の水位に係る事後調査を実施するとしているものの、その結果、環境影響の程度が著しいと判断した場合の具体的な改善策及びその実効性を明らかにしていないことを指摘した原告らに対し、主務省令は事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針をできる限り明らかにするよう求めているものであり、また、環境影響の程度が著しいと判断した場合、その原因が把握できなければ具体

的な改善策及びその実効性も想定できないといえ、参加人の対応方針の記載は主務省令に則った合理的なものといえると反論する（被告準備書面（12）21頁）。

しかし、「事後調査の結果について、環境影響の程度が著しいと判断した場合は、その原因の把握に努めるとともに改善を図るものとする。」との記載では、参加人の意向を表明したのみであり、「事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針をできる限り明らかに」したものともいえない。

そもそも参加人は、予測の不確実性は小さい、採用した環境保全措置について効果に係る知見が十分に蓄積されていると判断できるとの理由により、公共用水域の水質等について事後調査を実施しないとするが、必要に応じて法令に基づく基準等を踏まえ、適切に処理することによりなぜ予測の不確実性が小さいといえるのか不明である。

また、参加人が実施するという環境保全措置は、「湧水量が多く河川・沢の温度への影響の可能性があるような場合は、河川・沢の流量を考慮して放流箇所を調整するとともに、難しい場合は外気にさらして温度を河川と同程度にしてから放流する」、「本線トンネルや先進坑は、」「事前に先進ボーリング等、最先端の探査技術を用いて地質や地下水の状況を把握したうえで、必要に応じて薬液注入を実施することや履工コンクリート、防水シートを設置」し、「非常口（山岳部）についても、工事前から工事中にかけて河川流量や井戸の水位等の調査を行うとともに、掘削中の湧水量や地質の状況を慎重に確認し、浅層と深層の帶水層を貫く場合は水みちが生じないように必要に応じて薬液注入を実施するとともに、帶水層を通過し湧水量の多い箇所に對しては、履工コンクリートや防水シートを設置し地下水の流入を抑えることなど」、「工事着手前、工事中、工事完了後において、地下水の水位等の状況を定期的に監視し把握する」、「地下水低下等の傾向がみられた場合に、速やかに給水設備等を確保する体制を整える」等というものであり、効果に

係る知見が十分に蓄積されているものではない。

第5 大気汚染について

1 被告は、建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響評価において、調査期間及び予測地点の選定が不十分である旨の原告らの指摘に対し、主務省令に則ったものであり、参加人は、長野県知事の意見を勘案して準備書の記載事項に検討を加え、必要と認めたものについては環境影響評価法所定の修正区分に応じた措置を探っていると主張する（被告準備書面（12）23頁）。

確かに参加人は、長野県知事の意見を受けて、四季データと通年データの予測結果の比較を表にしているが（丙5の2・環1-5-5ないし7）、予測に用いた風向・風速のデータのうち、対象計画施設付近の現地にて測定した通年観測のデータを用いたのは大鹿村大河原釜沢と高森町下市田の2箇所のみであり、その他は対象計画施設付近で行った四季各1週間の現地調査結果のデータと近傍の一般環境大気測定局のデータとの間で相関が得られなかつたため、現地調査で得られた四季1週間のデータを用いている。

これでは、結局のところ四季1週間のデータを通年のデータとして予測しているに等しく、知事の求める「四季に各1週間行われた気象調査のデータを用いて予測を行った地点における予測結果の信頼性、妥当性を検証する」ことはできない。そもそも対象計画施設付近で行った四季各1週間の現地調査結果のデータと近傍の一般環境大気測定局のデータとの間で相関が得られなかったという事実自体、四季1週間のデータは通年のデータを代表できないことが露呈したものである。

この点、参加人は、四季1週間のデータが通年のデータを代表できるか検証したとするが、その方法は、「通年データのある現地調査箇所又は一般環境大気測定局において、通年データによる予測結果と、4季1週間分のデータのみを抜き出しそれによる予測結果との誤差を比較」するというものであ

る（丙5の2・環1-5-1）。具体的には、大鹿村大河原釜沢と高森町下市田の通年調査地点2箇所における気象データを、通年期間と各地点における四季調査期間について統計するというものであり、その結果、参加人は、上記通年調査地点2箇所のみの気象データの統計から「山間部を含め、四季調査地点においても年間の気象状況を把握できており、妥当性が確保されていると判断し」しており、極めて乏しい根拠に基づく判断である。

2 また、被告は、建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響評価における予測地点が少ないと原告らの指摘に対し、参加人は、予測地域のうち、住居等の分布状況を考慮し建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を適切に予測できる地点として、工事範囲外で最大の濃度となる地点及び直近の住居等位置とし、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を適切に予測できる地点として、工事に使用する道路の道路端としたのであり、主務省令に則ったものであると主張する（被告準備書面（12）24頁）。

しかし、建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を適切に予測できる地点として、いかなる根拠に基づいて、工事範囲外で最大の濃度となる地点を選定したのか不明である。また、建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を適切に予測できる地点（丙5の1・8-1-1-26）を、大鹿村内の7箇所、豊丘村内の4箇所、喬木村内の1箇所、飯田市内の8箇所、阿智村内の1箇所、南木曽町の2箇所に限る理由は全くない。

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を適切に予測できる地点についても、いかなる根拠に基づいて工事に使用する道路の道路端が適切に予測できる地点と判断したのか不明である。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響を適切に予測できる地点（丙5の1・8-1-1-52）

として、大鹿村内の3箇所、豊丘村内の1箇所、喬木村内の1箇所、飯田市内の4箇所、阿智村内の1箇所、南木曽町の3箇所に限る理由は全くない。

よって、原告らが準備書面9において主張したとおり、建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響評価は、予測地点が少なく、また、予測地点の高さも地上1.5mに限定されており、予測結果は十分な信頼性を有するものではない。

3 また、被告は、建設機械の稼働に係る二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度の予測結果並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る窒素酸化物質濃度の予測結果が現況値よりはるかに高濃度であるにもかかわらず、参加人が環境基準との整合が計られていると結論付けたことについて、まさに主務省令に則った評価であるとした上で、参加人は、建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果及び現況値に対する寄与率の程度、気象データの誤差の程度等の検討に加え、各種の環境保全措置を確実に実施することから上記の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響について低減が図られていると評価していると主張する（被告準備書面（12）26頁）。

しかし、準備書面9における主張の繰り返しになるが、環境影響評価法の趣旨からして、環境基準を満たすことは最低限の前提に過ぎず、環境影響をできる限り回避、低減させる必要がある。しかるに、参加人による環境影響評価は、環境影響評価法を全く形骸化させたものである。

また、参加人は、現況値に対する寄与率について、あくまで工事期間中における最大値でありその値が観測されるのは工事中の限られた期間に止まると言記載するところ、最大値やこれに近い値が観測される期間はどの程度なのか明らかではない。また、参加人が確実に実施するという車両の点検及び整備による性能維持、法定速度の遵守、エコドライブの徹底、低VOC塗料等の使用に努める等の環境保全措置（丙5の1・8-1-1-42）の効果は

かなり限定期である。よって、建設機械の稼働に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響について低減が図られているとの参加人の評価は、やはり根拠不十分である。

第6 騒音について

1 予測時点・予測時期についての被告の反論について

被告は、予測時点・予測時期について、主務省令別表第2の規定に則って選定されていると認められる、と主張している（被告準備書面（12）27頁）。

しかし、主務省令によると、「環境影響を的確に把握できる地点」あるいは「環境影響が最大となる時期」という文言で規定されているところ、参加人が選定した予測時点が「環境影響を的確に把握できる地点」であるかどうか、参加人が選定した予想時期が「環境影響が最大となる時期」であるかどうかについて、被告はその妥当性・的確性を検討していない。

したがって、被告は、主務省令に則っているとの参加人の主張をそのまま受け入れているに過ぎず、参加人が適切に環境影響を調査しているかどうかの確認がなされていない。

2 「屋外等価騒音レベル60dBを超える騒音を許容すべきではない」との主張に対する被告の反論について

被告は、「屋外等価騒音レベル60dBを超える騒音を許容すべきではない」との原告の主張を独自の見解であると反論する（被告準備書面（12）27頁）。

しかし、問題の要点は、昼間の等価騒音レベルで70dB以下という幹線交通を担う道路の基準を参加人が適用していることにある。幹線交通を担う道路であるかどうかは、交通行政の見地から規範的に判断されるものであって、実際の道路がどのように用いられているか、どの程度の騒音が発生するのか、発生するとして恒常的なのか、断続的なのか、瞬間に過ぎないのか等実際

の道路の騒音発生状況に着目した判断ではない。そうであれば、幹線交通を担う道路であるとの理由だけで一律に同じ基準で判断するとすれば、どんなに交通量が少ない場合であっても、交通量の多い都心部と同様の騒音まで許容しなければならないことになり、極めて不合理である。そもそも、騒音の許容性を検討する場合には、従来の静けさとの比較の中でどの程度の騒音まで許容することが妥当であるのかという視点が不可欠である。したがって、「幹線交通を担う道路」であるからといって画一的な基準を用いてそれとの整合性を検討することでは、騒音について適切に環境影響を評価したことはならない、というべきである。

3 参加人が測定結果の表記方法について合理的な手法を採用しているとの被告の反論について（被告準備書面（12）28頁）

環境影響評価の項目に係る評価の手法が主務省令に則っているとしても、参加人が、環境基準値以下でありさえすれば（計算上環境基準値以下と表記できるのであれば）問題ないとしている姿勢は、環境影響評価により環境負荷を真摯に回避、低減させる意思がないことの表れである。

4 人工音と自然音の相違を取り上げるべきこと。

被告は、参加人の選定した「建設機械にの稼働による騒音」、「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による騒音」、「列車の走行（地下を走行する場合を除く。）による騒音」は、主務省令別表第1に参考項目として掲げられている環境要素にかかる項目等を勘案したことがうかがわれるから合理的であるとしている（被告準備書面（12）28頁）。

しかし、参考項目としてあげられている環境要素にかかる項目等を勘案させすれば合理的であるとする理由が不明である。環境影響への配慮が十分になされているかどうかは、その地域の実情と事業の特性とを勘案して事業が環境に対していかなる影響を与えるかを検討しなければならない。そうであれば、自然豊かな極めて静謐な環境における項目の選定として合理性に欠ける、というべきである。

第7 振動について

被告は、参加人の評価が主務省令26条3号に則った合理的な評価であると主張する（被告準備書面（12）29頁）。

しかし、被告は、参加人が「基準又は目標との整合性の検討」を選定したことが地域の実情にあった環境影響への配慮となることについて、すなわち選定の合理性について具体的に主張していない。被告は、参加人が環境影響評価により環境負荷を真摯に回避、低減させようとしているかを判断することを放棄している。

また、被告は、「参加人は、主務省令26条1号及び2号（平成25年改正前主務省令11条1号及び2号）に則り、回避又は低減に係る評価の手法として、事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減がなされているか見解を明らかにすることによる手法を選定し、「建設機械の稼働による各地点の振動レベルの予測値は64dB～74dBとなるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる」ことに加え、「各種の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働による振動に係る環境影響について低減が図られていると評価している」と述べて、その評価の合理性を主張する（被告準備書面（12）30頁）。

しかし、参加人の主張する「建設機械の稼働による各地点の振動レベルの予測値は64dB～74dBとなるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる」との評価は、具体的な工事の経過が示されておらず、このように評価することの合理性に疑問がある。また、参加人の主張する「各種の環境保全措置を確実に実施することから、建設機械の稼働による振動に係る環境影響について低減が図られている」との評価は、環境影響について低減を目指したことのみであって、実際にどの程度の低減が実現されるのかについて具体的な説明がなされていない。かかる評価は、環境負荷を回避、低減させる見地からみて、不十分

であると言わざるをえない。

第8 住環境について

被告は、原告の主張がいかなる環境影響評価の項目との関係で、環境影響評価が行われていないことを問題としているのか不明である、と主張する（被告準備書面（12）30頁）。

しかし、かかる主張をすること自体が、被告の審査が実質を伴ったものでないことの証左である。工事車両や運搬車両の走行により、交通事故の危険が増大し、往路の耐久性が損なわれ、住民の事故に対する不安や静謐な環境が激変することによる心理的な圧迫感がもたらされることは、全ての環境影響評価の項目において常に意識されるべき事項である。それは、これらの事項が地域の重要な価値であって、環境影響評価によって保護されるべきものだからである。それにもかかわらず、被告は、各項目の基準やそれへの整合性・適合性の存否を確認するのみであり、基準の設定や基準への整合性・適合性が環境影響評価によって保護されるべき価値との関係で合理性があるかどうかの検討を行っていない。

第9 希少生物への悪影響について

1 生態系の保護とは何か

（1）テリコダム判決

ア この判決は、アメリカ合衆国の連邦最高裁の判決である。我が国の訴訟に使うのは不適当と、被告らは主張するかもしれない。しかし、その判決に含まれる内容の意味するところは、人類普遍の原理である。どこの国に適用されるという問題ではない。この判決は、簡単に言うと小魚を守るために、ダムを差し止めた連邦最高裁の判決である。詳細は後述する。残念ながらその後、この判決を回避するために、「立法」によりダムを運営可能にしてしまったという結果はあったが、連邦最高裁の判決は判決である。

イ 以下は「アメリカの環境保護法・畠山武道・1992年・北海道大学出版会」による。

事実関係と内容を簡単に言うと、次のとおりである。

合衆国連邦最高裁判所が、リトルテネシー川にしか存在していない淡水魚(スネルダータ 矢魚)という珍魚を絶滅の危機から救うために、巨費を投じて10年越しで進められたダム建設工事の中止を命じた、画期的な最終判断であった。判決の出たのは1978年である。

判決の内容から読み取れる、人類にとっての普遍性とは何か。テリコダムの差し止め判決は、絶滅の危機に瀕した小魚を危機から救うためにとった裁判所の判断であった。その内容において指摘されているものは、合衆国であろうと日本であろうと、人類が普遍的に重視しなければならないものは何かということである。つまりどれほど費用がかかろうと、功利的に計算したとしても、絶滅の危機にある種の価値は「計算できないもの」である。「計算できない価値」と「ダムに対する出費」と比較考量することが困難であることは極めて明瞭だというのである。利便性(本件の場合にはリニア)を強調し、ある種を絶滅させではならないことは、人類にとって当たり前のことであり、生態系の保存にとっては、アメリカであろうと日本であろうと、普遍的に重視されなければならない原則である。本件事件についても裁判所がこのような視点に立つことができるのか問われている。

2 長野県における絶滅の危惧種の指定(以下県レッドリストという)(環境省の第4次レッドリストと区分けはほぼ同様)

県のレッドリストにある鳥類について、本件と関係のある種について述べることとする。指定種は次のとおりである。

- ①絶滅危惧ⅠA類 (CR) タカ類 イヌワシ
- ②絶滅危惧ⅠB類 (EN) タカ類 クマタカ
- ③絶滅危惧Ⅱ類 (VU) タカ類 ハチクマ

タカ類 ハイタカ

タカ類 オオタカ

3 本件環境影響評価(以下影響評価といふ)

(1) 本件調査期間は、春季 繁殖期 夏季 秋季 冬季とされており、平成24年から25年にかけて行われている。

(2) 現地調査で確認された重要な種の予測結果の概要としては、

①ハチクマ ハイタカ オオタカ クマタカ については改変の可能性のある範囲と改変の可能性のある範囲外と両方あるとされている。

②イヌワシ については改変の可能性のある範囲はなく、改変の可能性のある範囲外とされている。

(3) 重要な鳥類の予測結果

①ハチクマ(タカ科)(丙5-1・8-4-1-57頁・表8-4-1-30(11))

確認域は大鹿村 豊丘村 喬木村 高森町 飯田市 阿智村 南木曽町で確認されたとしている。そのうち大鹿村、豊丘村、喬木村、飯田市で5ペアが確認されている。そのうち3ペアが繁殖に成功している。営巣地は相当離れた範囲で6地点確認されたという。改変のある範囲付近において営巣は確認されなかったとし、改変の可能性のある範囲の上空を通過する。その他営巣地6カ所(5ペア)は確認された営巣地は相当離れており、当該ペアの繁殖環境への影響は小さいと考えられるとされている。

②ハイタカ(タカ科)(丙5-1・8-4-1-58頁・表8-4-1-30(13))

確認域はハチクマと同様。豊丘村で1ペアが確認されているが営巣地については相当離れた地域で1地点確認されたとしている。改変のある範囲付近では営巣地は確認されなかったとされ、他の確認された営巣地1カ所は、確認された営巣地は相当離れており、当該ペアの繁殖環

境への影響は小さいと考えられるとされている。改変のある範囲内では探餌飛翔、ハンティングが確認されたことから、改変の可能性のある範囲内は餌場として利用されているとし、工事の実施により餌場環境の一部消失・縮小が考えられる、とされている。

③オオタカ（タカ科）（丙5-1・8-4-1-5 8頁・表8-4-1-3
0（13））

確認域はハチクマと同じである。ペアは大鹿村 豊丘村 喬木村
飯田市 南木曽町で確認されている。3ペアが繁殖に成功しており営巣地改変の可能性のある範囲の近傍で1地点、相当離れた地域で5地点とされる。改変の可能性のある範囲の近傍の1カ所（1ペア 喬木村）で営巣地が確認された。この箇所は営巣地からみて改変のある範囲が、小尾根を挟んだ反対側にあること、又当該ペアは、営巣地周辺の家屋、構造物及び車道の人工物が存在するなど人が行動する範囲の近傍の環境において、営巣繁殖していることから繁殖環境への影響は小さいと考えられるが、営巣エリア、繁殖エリアの一部は消失縮小する可能性がある。尚、主な採餌環境は採餌行動結果より改変の可能性のある範囲外であることから主な採餌環境は確保されるとされている。さらに工事の実施に伴い車両の通行が増加することから、騒音振動により生息域の一部に影響が生じる可能性がある。従って喬木村ペアについては、生息環境の一部が保全されない可能性がある。尚、その他の営巣地5カ所（4ペア）は、確認された営巣地が改変の可能性のある範囲から相当程度離れており、当該ペアの繁殖環境への影響は小さいものと考えられるとされている。又工事の実施により採餌環境の一部が消失・縮小する可能性がある、とされている。

④イヌワシ（タカ科）（丙5-1・8-4-1-6 2頁・表8-4-1-
30（17））

確認域は高森町、阿智村を除いてハチクマと同じである。大鹿村で1

ペア確認されている。このペアは繁殖に失敗している。営巣地は相当離れた地域で 2 地点確認されている。改変の可能性のある範囲付近で営巣は確認されなかったが、改変の可能性のある範囲の一部が行動圏に含まれ、ディスプレイで確認されているとしているが、繁殖環境への影響は小さいと考えられるとされている。工事の実施により生息環境の縮小が生じるとされている。

⑤クマタカ（タカ科）(丙 5 - 1・8 - 4 - 1 - 6 3 頁・表 8 - 4 - 1 - 3
0 (18))

確認域はハイタカと同じである。大鹿村、豊丘村、飯田市、阿智村、南木曽町、8 ペアが確認され、うち 2 ペアが繁殖に成功している。又営巣地は相当離れた地域で 13 地点確認されている。改変の可能性のある範囲から比較的近い箇所において 1 力所 (1 ペア大鹿村 A ペア) で営巣地が確認され、営巣エリア、繁殖エリアの一部は改変の可能性のある範囲に含まれるもの、その範囲は営巣エリアの端部であることや、幼鳥の行動や繁殖の際の重要な行動の多くは、改変の可能性のある範囲の外側で見られたことから、繁殖環境への影響は小さいものと考えられる、とされている。又採餌行動の状況から、主な採餌環境は確保されるものの、営巣エリア、繁殖エリアの一部が改変の可能性のある環境に含まれることから、工事の実施により、生息環境、採餌環境の一部は消失・縮小する可能性がある。さらに工事の実施に伴い、車両の通行が増加することから、騒音・振動により生息環境の一部に影響が生じる可能性がある。従って大鹿村 A ペアについては生息環境が保全されない可能性がある。この他に、改変の可能性のある範囲にある程度近い箇所において営巣地が 8 力所 (3 ペア) 確認されたとし、このうち 3 力所 (1 ペア大鹿村 B ペア) は、改変の可能性のある範囲が、繁殖エリアの端部の一部に含まれるもの、営巣地エリアの外部であり、営巣地からみて尾根を挟んだ反対側であることから、工事の実施による繁殖環境への影響は小さいも

のと考えられるとし、工事の実施により、採餌環境の一部が消失・縮小する可能性があるものの、採餌行動の状況から主な採餌環境は改変の可能性のある環境の外側であることから、主な採餌環境は確保されるとしている。又、3カ所（1ペア、大鹿（ペア）は、営巣エリアの一部が、改変の可能性のある範囲に含まれるもの、改変の可能性のある範囲と営巣地との距離があり、かつ尾根を挟んだ反対側であることや、繁殖の際の重要な行動は改変の可能性のある範囲には見られなかつたことから、工事の実施による繁殖環境への影響は小さいと考えられるとされている。また工事の実施により採餌環境の一部が消失、縮小する可能性があるものの、採餌行動の状況から主な採餌行動範囲は、改変の可能性のある範囲の外側であることから、主な採餌環境は確保されるとされている。残りの2カ所（1ペア、南木曽町ペア）は、改変の可能性のある範囲が営巣エリア及び繁殖エリアの一部に含まれることから、工事の実施により、繁殖環境及び採餌環境の一部が消失、縮小する可能性はあるものの、その範囲が営巣エリア及び繁殖エリアの端部であることや、営巣地からみて改変の可能性のある範囲は尾根を挟んだ反対側であること、標高差もあることから営巣環境への影響は小さいものと考えられるとされている。又採餌行動の状況から、主な採餌行動範囲は、改変の可能性のある範囲の外側であることから、主な採餌環境は確保されるとしている。尚その他の営巣地4カ所（4ペア）は確認された営巣地が改変の可能性のある範囲から相当程度離れており、当該ペアの繁殖環境への影響は小さいと考えられるとされている。また工事の実施により、採餌環境の一部消失縮小する可能性があるが、周辺には樹林環境や畠雜草群落等の耕作地環境が広がっており、同質の採餌環境が広く分布しているため、生息環境は確保されるとされている。

（4）環境保全措置の検討（丙5-1・8-4-1-123頁・表8-4-1
-36）

保全措置についてはオオタカとクマタカに述べられているだけである。

概要は①工事に伴う改変区域をできる限り小さくする。②資材運搬等の適正化を図る。③防音シート低騒音・低振動型の建設機材の採用。④工事従事者への講習指導。コンディショニングの実施(段階的に施工規模を大きくし、徐々に工事に慣れさせる)。⑤代替巣の設置。

(5) 計画の代替案もない

同保全措置の検討においてすら次のように述べざるを得ない(丙5-1・8-4-1-124頁)。クマタカ(大鹿村Aペア)について平面線形は、超電導リニアの技術的制約条件に加え、深層崩壊跡地や急こう配の斜面、円弧状の小屋などの深層崩壊が発生しやすいとされる地形等を回避して設定していること、また小渋川のトンネル通過は、トンネル施工上の難度が極めて高くなり、トンネルの工期、掘削土砂量が増加するなどの影響が生じることから、計画路線を変更し営巣中心域全域を回避するのは困難と考えている。一方、幼鳥のディスプレイや餌運びなどの重要な繁殖行動の多くは改変の可能性のある範囲の外側で見られること、採餌行動の状況から、主な採餌行動範囲は改変の可能性のある範囲の外側であることから、繁殖環境への影響は小さく、又主な採餌環境は確保されると考える。こうした状況を踏まえ、重要な繁殖行動がみられる地域の改変をできる限り回避するよう、工事施工ヤード内に設置する設備やその配置、工事施工ヤードへのアクセス方法の工夫などにより、工事による改変区域を小さくするとともに、防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用及びコンディショニング、工事従事者に対して不用意に林内へ立ち入らないよう指導を徹底していくことなどにより、影響の提言を図る。又代替措置として、専門家の助言を踏まえて、代替巣等の設置を行うことを検討している、とある。これはどういうことかというと、参加人には自信がないのである。工事の施工方法を工夫してもやはり影響は避けられない。それが絶滅危惧種であればなおさらである。人工的に代替巣を考えるなどと言ってもそのように

簡単に解決する問題ではない。他の絶滅危惧種においても同様なことが言える。そもそもこれは、絶対にリニアを通すのだということにあり、人間の都合においてのみ検討されているのであって、場合によってはリニアを建設しない、あるいは通さないこともあり得るという代替案も検討されていない。オオタカなどの絶滅危惧種の立場に立って検討されたものではなく、対象鳥類からすれば、生存そのものがかかり、一層絶滅の淵に立たされ死活問題となる。人間はここまで傲慢になってよいのか。

4 猛禽類の生態と本件工事

- (1) 県のレッドリストにあるイヌワシ、クマタカ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカは猛禽類である。
- (2) その生態は、食物ピラミッドの頂点に立つもので、捕食は空中または地上で狩りを行う肉食動物である。そして広いテリトリー(縄張り)をそれぞれ持ち、そのテリトリーの範囲内で狩りを行う。それゆえにもともと多くの個体数を維持することは不可能である存在である。
- (3) ところが、本件工事により環境負荷が著しく増大することが明らかに予測される。人工的な騒音、排気、工事用車両の著しい増大、土砂の掘削、移動、地形の変更、工事関係者の立ち入り、土捨て場の設置等、静穏な環境は無視され、環環境の負荷増大は、これらの猛禽類の生息に著しい悪影響を与える、その生存が困難になってゆくことが想定される。
- (4) そもそも猛禽類が生存するためには、それを支える餌がなくてはならない。餌は小動物を主体としている。従って小動物の生息環境が確保されなければならない。生息環境が確保されるためには、そこには豊かな動植物群が存在できる環境が必要である。これらの微妙な生態系の連鎖の確保がなされることによって、食物連鎖の頂点に立つ猛禽類の生存が確保されるのである。単に絶滅危惧種の猛禽類の保護のみに留まらず、そこには猛禽類が存在できる自然環境全般と、それに伴う生息域やテリトリーの確保がなされねばならず、それが猛禽類の生存を確保する上で必須のことなので

ある。人間の安直な小手先の手段では済む話ではないのである。

- (5) ところが、本件環境影響評価（丙5-1・8-4-1-123頁・表8-4-1-36）によれば、食物連鎖の環境維持と猛禽類の特徴を無視した議論がなされているとしか言いようがない。工事に伴う改変はできるだけ小さくするからよい。工事用運搬についても工事車両はできるだけ少なくするからよい。防音シート、低振動・低騒音の機械を入れるからよい。工事従事者はできるだけ入れない、ごみ捨てにも気を付けるからよい。騒音に徐々に慣れさせるからよいという噴飯的なものもあり、代替巣を設置するからよいとしている。土捨て場による地形の変更やその影響については猛禽類との関係で、どうなるのかわからない。そもそもこのようにしてまでも、人間の利便性を追求するために、リニアを押し通すこと自体が間違っている。その上にジェーアール東海のいう基準も不明確で、ただこうしたいと願望を言っているに過ぎない。よく経験するように実際に工事が始まってみれば前述のことすら守られないという恐れもある。
- (6) 人間の利便のために自然環境を壊し、猛禽類を絶滅の淵に追いやるような開発行為（本件リニア工事）は中止すべきである。絶滅しない保証はどこにもない。絶滅してしまってからでは遅いのである。工事は即刻中止されるべきである。

第10 景観について

被告は、調査地点が、主務省令別表第2の環境要因の区分「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な景観」、影響要因の区分「鉄道施設（地表式又は掘割式）の存在及び鉄道施設（嵩上式）の存在」において参考となる調査地点として掲げられている「景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点」との規定に則って選定されていると認められる、と主張する（被告準備書面（12）40頁）。

しかし、鉄道施設の設置により最も影響を受ける近隣住民にとっての景観の改変が環境影響評価の対象とされていない。景観資源は、近隣住民が長年の生活の中で享受してきたものであり、そこで生活する意義に直結する重要な問題であるから、調査地点の選定にあたっては、鉄道施設の設置される区域で景観がどのように変化することになるのかは、最重点課題の一つというべきである。それにもかかわらず、近隣住民にとっての景観の変化に十分に配慮した地点の選定になつていないのであるから、「景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点」が選定されているとは認め難い、というべきである。

また、被告は、実際の視覚的印象に近いとされるサイズのフォトモンタージュを長野県補正後評価書資料編に記載しているから、環境影響評価法21条1項の規定に従った対応を行っている、と主張する（被告準備書面（12）40頁）。

しかし、準備書において景観の予測に用いたフォトモンタージュについて、長野県知事が、「遠方に存在する構造物の詳細が不鮮明であり、予測結果を適切に把握することが困難である」と意見を述べたのは、単にフォトモンタージュのサイズが小さいことを指摘したにとどまるものではない。予測結果を適切に把握することができるようなフォトモンタージュにすることを求めているのである。この点については、そもそも撮影した日の天候が遠くまで見渡すのに適しておらず、水蒸気で遠景が白くぼんやりしている。そのため、景観の主体であるアルプスの稜線が不明瞭であるなど、予測結果を適切に把握することが困難となっている（丙5の2・環17-2-3、環17-2-5、環17-2-9、環17-2-11、環17-2-13、環17-2-17、環17-2-19頁）。また、鉄道施設を空に溶け込ませたように見えるなど、景観の価値や鉄道施設の存在感を判断するには不十分なものとなっている（丙5の2・環17-2-21、環17-2-23、環17-2-25、環17-2-27、

環17-2-29、環17-2-31、環17-2-33）。したがって、参加人の措置は、長野県知事意見の趣旨を踏まえた修正ということはできないから、環境影響評価法21条1項の規定に従った対応を行っているとの被告の評価は、誤っている。

第11　まとめ

以上のとおり、参加人の実施した環境影響評価は、不適切・不合理であるから、被告のなした本件認可処分は、環境影響評価法33条に違反する。

以上